

一九七七年十二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

国労、そして社会党の仲間たちへ 岩井 章……………2

資料1 全組合員で討議を深めよう(国労中央支部)……………3

資料2 出向事件の中間総括とこれからの運動(国労東日本・要旨)……………5

資料3 出向に関する確認事項(案・国労東日本)……………7

社会党「改革」論の背景(一)……………8

資料4 実現できる党改革の提言(党建協)……………11

平和と民主主義を守る行動を……………12

護憲の党を守ろう!……………13

組合民主主義はどこに……………14

原告の意志を尊重せよ……………18

旬刊社会通信

NO. 473

一九九一年六月二一日号

一九九二年六月二一日発行
毎月一日・二一日・三回発行

■ 巻頭言 ■

国労、そして社会党の仲間たちへ

先月三日間、旭川の闘争団を四つ歩いてきた。感想を含めその印象を述べてみたい。

幹部の中には、「闘争団はもたない」ということを言っているものもいるようだが、生活は切り詰めているから大変なことは間違いない。しかし、「もたないなんてことはない」というのが私の実感だった。どこの闘争団からも、闘いをやめてくれという言葉はなかった。もちろん誰もがはやいとこ勝利したいと考えている。一部には脱落はあるかも知れないが一〇四七名の仲間が、闘争団に団結して頑張っている。だからもたないというのは当たっていない。

早く闘いを終わらせたいという意見もあるようだが、具体的にどうしようとしているのかは言われていない。不当労働行為をそのままにして妥結したら、国労の命取りになりかねない。

そして、はつきりしていることは、JRには妥協する気がまったくなくということ。国労側が「参った」といって根をあげることを待っている。つまり、首切り問題でがっぷり四つに組んでいないことだ。むしろ国労の方が、JRの作戦にはまっている。中労委はどうかと言うと判断は下したくないということだ。

東日本が、結ぼうとしている「出向協定」は、帰るところはひとつもない。それどころかいつの間にか出向をやり易くする内容になっている。言葉だけで「一定の結論」と言うが、それで不当労働行為が止むと言う保証は一つもない。今重要なことは五月三〇日の中央委員会で本当に腹を固めることだ。中労委は命令を出せと。それ以外には受けつけない態度を固めるべきだ。「今のままでいくと和解交渉だけでも四〜五年はかかるだろう、だから解決には一〇年はかかるだろう」と、労働省や中労委あたりは盛んに流していたようだが、何年かかるなどと言うことは誰にも分からないし、早く解決することだであることだ。

また、内部の団結を抽象的に言っても始まらない、首を切られた人をどうするのがポイントであり、出発点だ。幹部だけでうまいことをやるうとしてもまず不可能だし、中労委は首切り問題についてこう考えているという考え方も出していない。

大きな曲がり角にきているが、ここで妥協して闘争をホッポリ出してしまったら、国労は自滅する。今日まで闘ってきた意味がなくなってしまうからだ。まだまだトコトン闘っていない。

闘争団が一年を越したと言うことは、二年目も越せるぞということだし、闘争は今始まったばかりなんだと思う。JRの労働者も千円カンパをして確かに辛いだろう。しかし、彼らの中にもう我慢はできないという人はいない。そういうことをいうのは中間の幹部だ。しかし、彼らに成算のある妥協策があるわけではない。

JRは国労との妥協は考えていない。むしろ国労はつぶれると見ている。したがって早期解決と言う言葉だけではだめだ。いったい国労の幹部自身がどれだけ現場に足を運んでいるのか闘争団の組合員や家族とどれだけ話し合っているのが問題だ。現場を実際に見て、これならいける、というように科学的に判断することだ。現場にいつて膝をつき合わ

せて話を聞くことだ。

社会党のことについても述べておきたい。今度の統一地方選挙で敗北したが、焦点は都知事選挙での敗北だ。四年も前から分かっているのに準備をしておかなかったことだ。

昨年の一二月になってやっと「都知事を選ぶ会」が発足した。なぜこんなことになったのが問題だ。この間の土井ブームや敵失による勝利に安堵し、そういう空気が蔓延していたのではないだろうか。責任をとる人がおらず、組織の管理能力がない。そして党に対する愛着心や大衆に対する献身性が薄らいでいる。イデオロギー不要論がその典型例だ。

世界は政策調整の時代に入った。そういう資本家のイデオロギーに流されて社会党の没落が進んだ。しかし、そういう宣伝に努めた資本家はちゃんと資本主義のイデオロギーを堅持し、そして社会党の武装解除に成功した。政策はイデオロギーを基礎にして成立するからだ。

社会党は、首を切られた労働者の問題を真正面から取り上げることが必要だ。国労は全労協だから気に食わないといってもよいが、しかし首切り問題には毅然たる態度をとるべきだ。

(岩井 章)

資料1 全組合員で討議を深めよう

出向協定締結で何が得られるのか 和解と云えば、双方で歩み寄る、と言うのが一般的なやり方でしょう。ところが、今回の場合は、J・R側からは、その歩み寄りが「無い」と言う以外に考えようがありません。

国労のメリットをあえて、見つけるならば、次の事件に行けることでしょう。しかし、次の事件が採用問題となる保証もないなかで、次の事件の解決水準もこれではとても労働委員会命令に沿ったものにはなりえないと言わざるを得ません。

全通労組の経験で明らか 「4・28首切り処分」撤回の闘いで全通は郵政省との間で再就職の道が開けたという「政治的解決」のもとで、裁判の取り下げを行い、採用試験を受けたのですが、全員不合格というダマシ打ちに合ったことは記憶に新しいところです。

「政治的解決」も職場の闘うエネルギーがなければならぬということです。全通が企1、企2（職場闘争方針）を放棄し、幹部請負路線に走り、職場の闘うエネルギーが弱くなりつつある中でのダマシ打ちと言えます。

従って、国労はその教訓に学び、職場の団結を破壊する攻撃、とりわけ、出向には断固反対をしなければならぬのです。

労働委員会勝利命令は裏切れない 国鉄闘争は基本的人権の問題であり、日本の民主主義の問題として、ただ単に国労だけの問題ではない、ということから、急速に支援が広がったと言えます。

従って、当事者の国労が基本的人権や民主主義を押しつぶそうとする政府やJ・Rに屈したり、労働委員会命令を裏切るならば、支援の仲間からの信頼を失ってしまうことになり、早期の勝利解決はとても望めないことになります。

出向の狙い 経営者はいかに少ない人間で仕事を済ませるかを常に考えています。しかも、人の増減を出来るだけ自由にすることを考えます。だから、「命令と服従」の関係をめざします。それには労働組合を変えなくてはなりません。

出向が人減らし合理化であることは誰も否定しないでしよう。と同時にそれだけでなく、労働組合の職場での闘う団結を崩す手段となっています。団結を崩すには働くものどうしで競争させることです。それには出向が最も適しているというのです。それは、

一、要員削減が目的なので元職場には戻れない場合が極めて高い。
二、出向会社によって労働条件がピンからキリまでありどこにやられるかが問題となる。
三、労働組合が出向を認めたら個人的な相当な理由がないと拒否できない。
四、戻れる場合でもどこに戻されるかで問題となる。戻っても、玉突きで次の人が出される
てしまう場合が多い。

五、出される人がその会社ではもういらぬ人間と感じてしまう。
六、いった先の会社では他会社と見られ仲間外れとなりやすい。
七、病気になるば帰せばいいので使い捨てのこきつかわれる。

結局は誰もが出向には行きたくないで職場で労働者間で競争が激しくなり団結どころでなくなってしまうのです。このようにして、かつては強かった労働組合も合理化協力組合となり場合によっては逆に労働者を押さえる役もやるようになるようです。

現にやられている出向 現に国労は出向がやられています。その実態はまさに人減らしと組織破壊の狙いを持っています。また、似た形で地域間異動はどうでしょうか。一方的発令や、機関役員も出され、単身赴任など、職場や家族が犠牲となっていないでしょうか。

そして、そこに地域間出向が加わったならば職場の組合員はどういう状態に置かれるでしょうか。組合に対する不信、どの組合にいても同じとなれば組織問題になりかねません。**J R 東労組員から悲痛な声** 国労組合員は一方的に発令され苦しい状況で働かされています。しかし、仲間が激励をし、会社に抗議行動もします。だから苦しくても頑張れます。それでも耐えられずに退職や、脱退の仲間が出ています。

一方、協定を結んだJ R 東労組員はだまってくのが当然のごとく思われ、不平、不満のやり場もなく、国労組合員のところに相談に来ており、組織拡大に向けて話を深めていくところも出ています。

私達は次のことを訴えます 全組合員、中央委員の皆さん、私達は一、〇四七名の解雇撤回と国労への不当労働行為をやめさせるための力をどう強めていくかの意見を述べてきました。結局は職場の闘うエネルギーがなければなりませんし、闘争団の自治体制の確立で長期闘争のかまえ作りしかありません。今中央委員会ですべて次の事を訴えます。

一、今委員会では出向問題の職場討議の時間を保証し、全面一括解決に向けた意志統一の場とすること。

二、出向協定に大会方針の本人同意を入れること。

三、紛争解決のための中間整理の前提「謝罪」「実損回復」の先送りを中労委と文書で確認すること。

四、次の事件は採用問題にすることを中労委と文章で確認すること。

(国労中央支部情報、五・一五)

資料2 国労東日本・出向事件の中間総括とこれからの運動(試案・要旨)

中間整理とこれからの運動

(1) 中間整理を判断した理由

出向事件を中間的に整理しようと判断したのは、次の理由からである。

第一に、到達内容に不十分な点はあるが、①謝罪、実損問題の先き送りが確認されたこと、②そして事件は凍結(とり下げではない)されたこと。③さらに「厳格、公正に行う」という中には、当然のことながら「組合の違いによる差別は行わない」という内容が含まれている旨、団交で確認できたこと、④出向で係争中の組合員が、出向期間満了前に、J Rへ復帰できる可能性を作ったこと、などによる。

第二に、中間的整理がなされれば、次の事件に入ることが出来る。すでにふれたが闘争団の仲間、国労を信じ苦しい毎日を家族ともども、歯をくいしばりながら生きている。この仲間達は、国鉄改革の嵐の中で自分の雇用が危うくなっても、仲間を大切にしたい。人間としての尊厳を守り通した。そして、今もくもくとした鉄道労働者の魂を、今もしっかりと持っている。このような人々に対し、国鉄改革の嵐で自己を失い、豹変した人々も多数いた。豹変した一部の人は、自らを優秀などと口にするかたわら、闘争団の仲間を含めた国労組合員に対し、「ならず者」などと口汚く罵ったりする。人間性が疑われるこの種言動に走るのは、傲り高ぶった人間に意識改革されたためなのだろうか。あるいは人権を捨ててしまったことへのあえぎなのか。一部の喧伝にあるように、このように豹変した人々の力で、国鉄が改革されたのだとすれば、その中味たるや推して知るべしである。

このような事実経過からしても、闘争団の仲間の解雇撤回、地元J R復帰を、一日も早く達成させなければならぬ。不採用事件を中労委の作業に乗せるためにも、出向事件の中間整理は必要であった。

また配転、配属事件で苦しんでいる多くの仲間もいる。特に秋田から山形、青森から盛岡、酒田から新潟、直江津から新潟などのように、長距離の配転者が多く出ている。そして他組合員は地元へ配転させるが、国労組合員はそのままにしておくという、差別丸出しの人事が行われたりしている。また山形県は従来秋田支社の管轄下にあったが、一九八八年四月一日に東北地域本社へ移管された。従って移管前に秋田から山形へ配転された人達は、地元へ配転するのがむずかしくなった。今年四月、子供の学校の都合で、山形から秋田へ家族を帰し、別居生活に入らざるをえなくなった人達もいる。配転・配属問題もできるだけ早く、中労委の作業に乗せなければならぬ。

以上ふたつの理由から、出向事件の中間整理を行うこととしたのである。

(2) いくつかの反省

第一は、情宣活動ができなかったこと、そして職場討議を保障できなかったことである。昨年の十月十九日から中労委の事情聴取が開始されたが、この間約七ヶ月にわたり、その内容の殆どを伝達することができなかった。非公開を容認して事情聴取に臨んだが、これほど時間を要するとは思わなかった。従って組合民主主義の根幹をなす情宣活動ができ

ず、また職場討議を保障することもできなかった。そのために「中労委でいったい何をやっているのか」「苦勞して作り上げられた地労委命令は、どのように扱われているのか」などの、不信と不満の声が山積した。従ってこれからの対応については、情宣活動の自由を何としても求めていかなければならない。それを拠所とした職場討議ができる態勢も作らなければならぬ。

第二は、中労委の権限が十分に發揮された上での和解に、押し上げる事ができなかった点である。中労委は事情聴取の一環といいながら、要所要所では労使間の団交に問題を委ねるといふ態度であった。労使の自主的交渉の中から問題を解決し、その積み上げによって信頼関係を確立させたいとする中労委の意図は理解するものの、紛争解決にむけた判断の時期には、主体的指導力を發揮するのが、中労委のなよりの任務なはずである。これから扱われる不採用、配転・配属事件等では、この視点に立脚し中労委に臨まなければならぬ。

第三は、次の運動へのつながりを十分に作ることができなかった点である。出向事件の中間整理後に扱う事件を、不採用事件にすべく努力したが、その確定を見るまでには至らなかった。われわれは3・14文書(資料8-2)の実現にむけ、固い意志をもって臨まなければならぬ。

その他、確認事項に不十分な点のあること、今日なお会社側による国労差別攻撃が続けられていること、紛争を解決しようとする姿勢にないこと、などの苦言や批判が寄せられた。これらの反省すべき点は謙虚に受けとめると同時に、この不十分な点を反面教師とし、これからの運動で克服してい決意である。

(3) これからの運動

先にもふれたが、今回の整理は中間的なものである。謝罪や実損問題の先送り、事件の凍結は、中間整理を立証するものである。昨今、凍結についての問い合わせがあるが、これにはふたつの意味がある。そのひとつは事件全体(出向事件のみではない)が解決されたとき、もしくは解決の方向が確実となったときに、凍結解除(事件の取り下げがなされるという道である。もうひとつは中間的整理(出向協定締結)をしたにもかかわらず、国労に対する差別出向が後を断たないような場合は、凍結を解除し審問を続行(係争の続行)するという道である。このような状況になってしまえば、命令を求めることになろうし、出向協定の維持も危うくなる。われわれは後者の道を会社側にとらせないために、今まで以上の団結と職場からの運動を作っていかなければならない。「凍結」という言葉には、このように重要な意味がある。

また、出向協定を結んだならば、「国労組合員を更に出向させてやる」とか、「今度は労働委員会へ問題を持ち出させない」などとうそぶく現場管理者が、早くも出たと聞く。これはとんでもない話であるし、紛争解決に水をさす許されぬ行為である。われわれは差別出向を断じて容認しない。出向協定を締結した後も、この種言動により会社側が対応してくるのであれば、労働委員会へ申し立てをはじめ可能な限りの運動を實踐し、不正を正していく。信義を守らなければならぬ一方の当事者が、それを踏躡った場合の責任とその罪は、いうまでもなく重い。われわれは協定の有無にかかわらず、不当労働行為を許すものではない。このことを互いに肝に銘じたい。

さて、不当労働行為の事件全体を解決するために、これからどのような運動を作っていくべきか。いうまでもなく特効薬はない。やはり今まで歩んできた道 \parallel 正しいと思うことを主張し、その実現のために団結力を拡充しつつ、実践をくり返していく \parallel を地道にこれからも歩み続けることである。その中で仲間を増すことである。その可能性は充分にある。昨年六月に実施したJR東労組のアンケートでは、賃金、休日、仕事、昇進、労務管理のあり方などに、多くの不満の声が寄せられている。この声を結集するために、われわれは努力しなければならない。労働組合らしい組合に多数の仲間を結集しない限り、働く人々の声が生かされないからである。

会社側の手厚い援助の下に栄華を誇ってきたJR総連にも、軌みが出はじめている。水と油が時の力で無理やり混合させられたが、所詮は相い入れぬあいだがら、ついに分離が始まった。会社側に国労つぶしを求めたJR総連の幹部が、今度は会社側を訴える挙に出たりしている。会社側の庇護の下にある組合とは、このようなものかもしれない。JR総連自壊の序曲と見る。

このような状況の中で、われわれは不採用事件の解決にむけて、中労委へ全力を傾注していく訳であるが、これを実現させるためには、堅い意志によるねばり強い行動が必要である。これにはいくつかの苦勞が想定される。しかし闘争団の仲間の日々の苦闘を思えば、ゆうに凌げるはずである。地労委命令に基づき、解雇撤回、地元JRへの復帰を一日も早く求めるのは、人道上からも、不正を正す上からも、当然の行為である。この実現のためには、組織の力と共闘の力を大きくしなければならぬ。そしてなによりもわれわれの固い団結と、意志統一が図られなければならない。ひとつの案ではあるが、「3・14文書（資料8〜2）を骨格とした運動を展開し、一定の期間内に解決が図られなかった場合には、いよいよ命令を求めていく」という決意が必要であろう。そのためには自活態勢と支援態勢を、さらに強化して行かなければならない。再度いう。高い解決水準と一日も早い解決を勝ちとるには、われわれのゆるぎない団結と、堅い決意による実践にかかっていると。今回の出向事件の中間整理を礎として、事件全体の解決にむけ、決意も新たに運動を作っていくのではないか。

資料3 出向に関する確認事項（案）

東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）と国鉄労働組合東日本本部（以下「組合」という）は、中央労働委員会の意見聴取を経て、出向に関し次の通り確認する。

- 一、出向の実施にあたっては、厳格・公正に行うのは当然のことである。
- 二、追加採用者で、出向中の社員が心身の故障などにより、長期の勤務に耐え得なくなつた場合等には、所属長が本人の事情、出向先会社の意見等を総合的に判断し、出向を終了させるか否かを決定することとなる。
- 三、会社と組合は、「出向の取扱いに関する協定」及び「議事録確認」を締結する。
- 四、会社と組合は、以上の確認を中央労働委員会に報告し、労働委員会に係属する別紙の出向に関する事件について、当面、凍結する。

社会党「改革」論の背景

——被告が原告席にたつ不思議——

奇妙な構図—被告が原告に

ハイネの詩に、「まったく世は逆さまだ」というのがある。ハイネは資本主義を告発したのだ。資本の論理が市民社会を生み、ブルジョア民主主義をつくった。パブル崩壊で、銀行家たちをはじめ、企業のボスたちがどれほど責任をとらされたことか。権利、義務そして行為への責任は、ブルジョア民主主義社会の最低のルールであるからだ。

だが、この市民社会最低のルールすら守られぬ世界がある。「永田町」、自民党政治の世界だ。一九八七年からの一連の選挙で、国民は腐りきった「永田町政治」の転換を求め、「土井社会党」に期待を託した。土井さんは全力をつくした。だが「身内」から土井さんの努力を無にする人びとがあらわれた。

その筆頭が田辺、山岸両氏であることを否定する者はいまい。彼らは「土井社会党」への国民の声に背をむけ、自民との協調に走った。候補者の日常活動が不十分だったことも選挙での敗北の要因だろうが、彼らの行為が社会党敗北の最大の理由だ。だが奇妙なことに、この二人の戦犯、被告が放任され、社会党「改革」の原告となっている。ここに現在の社会党最大の悲劇がある。

「政権党」たりうるために

党「改革論」は社会党にとって、けっして目新しいことではない。選挙での敗北、路線問題等でくり返されてきたことだ。成田三原則（議員党的体質の改善、労働組合依存の克服、党の日常活動強化）がその典型だった。だが一九七〇年代後半から社会党「改革」は新たな段階に入る。国会議員への党大会代議員権付与↓「新宣言」は、田辺氏などがどう強弁しようとも、政府自民党・財界の意図—社会党を彼らにとって弱体無害の政党にする—に沿っているからだ。

彼らは「社会党は政権を担える党でなければならぬ」という。こんなことは当り前のことだ。問題は「政権をとるためにどうするか」だ。

スペインのゴンサレスやフランスのミッテランの党がどうして政権党になったのか。理由は簡単明瞭。国民の「反権力」「反政権党」の意識に適応し、徹底的に政権党を批判し、大衆運動を組織し、時の政権政党を追いつめたからだ。政権をとるため、ゴンサレスもミッテランも、共産党との共同行動、統一戦線すら拒（こば）まなかった。フランスでもスペインでも社会党が、社民党への転換をはかったのは、政権をとってからである。国民、今では就業人口の八〇パーセントを占める労働者階級とともにたたかうことなくして、どうして政権党たりえようか。

党「改革」—五つの特徴

今回の党「改革論」には、これまでの党「改革論」にはない新しい特徴がある。それは、たんなる「改革」論ではなく、党「解体」論が前面に出、田辺、山岸両氏はもちろん、商業ジャーナリズム、党内のニューウェーブの会に属する一年生議員、野党各党がこぞって

論陣をはっていることだ。それに抗するのは党内では「党建協」だけといっても過言ではないありさまだ。その理由は五つだ。

国際情勢が鋭く反映

第一は、国際情勢の変化だ。「国際化時代」の反映であろうか、「三点セット+α」の矛盾が自民党支持基盤を直撃し始めたかどうか、その時、「ソ連・東欧型」社会主義が動揺、崩壊した。これは、社会主義を嫌悪する人たちに社会主義批判の絶好の口実を与えた。

中東、アメリカ、日本

第二は、「冷戦」後の安保体制論が、第五次中東戦争で急浮上したことだ。第二次世界大戦後、レーニンのいう「不均等発展」の理論の結果、「パックス・アメリカーナ」の時代は崩壊。日本と西ドイツの地位が飛躍的に高まった。

五月二日、大蔵省は「対外貸借に関する報告書」を発表したが、それによると一九九〇年末の日本の対外総資産は、なんと一・八五七兆ドルに達するという。約二兆ドル(円換算で二八〇兆円。国家予算の約四倍)もの円が、世界中に「利」を求めて跳躍している。他方、アメリカは今や世界一の借金王国となった。

弱くなったアメリカは「日本を守ってやっているのはアメリカ軍。その金をだせ」と駐留米軍、第五次中東戦争での戦費拠出を強要する。ちょうど徳川幕府が強大な外様大名の力を抑えるため、参謀交代や城ぶしんを強制したみたいなものだ。他方、日本構造協議という衝突もある。アメリカは日本を経済的に弱体化するため、ありとあらゆる策を弄している。工業製品をアメリカに売りたい日本独占は、アメリカの報復をおそれ、戦々競々、日本をアメリカに売り渡す第一の方策が農業(コメ)の自由化というわけだ。それが「国際国家」日本の本質である。

自民党支持基盤も動揺

第三は、自民党支持基盤も崩壊の瀬戸際にあることだ。その内実については本誌第四七〇号を参照してほしいが、「三点セット+α」、自衛隊海外派遣、選挙制度改革はこれから本番を迎えること、それらは「阿部派」の動揺と海部以降をめぐる自民党内の権力争とも絡み、さらに加速されずにいない。こうして国内政治はさらに激動する。

これへの自民党の備えが商業ジャーナリズムの買収だ。自民党生き残りを策す第八次選挙制度審議会の委員は二七人。そのうち一人の委員がマスコミ人だ。日本の商業ジャーナリズムは世界でも特異な存在だ。読売九〇〇万、朝日八〇〇万、毎日・日経三〇〇万台がその発行部数。こんな例は他国になく(本誌第四六一号参照)、その発行部数にもとづく経営を維持しようとすれば、世の「良心」に依拠することができぬのも必至。政府自民党、財界の宣伝紙、あるいは機関紙化せざるをえないというわけだ。こうして商業ジャーナリズムは「資本の論理」のうえから政府自民党、財界とともに「権力」の側にむかわざるをえない。その帰結が、小選挙区賛成、自衛隊海外派兵賛成への大転換となる。

社会新報は発行部数三〇万というが、世論形成力は少ない。それを識る党幹部は、社会新報より商業紙に色目を使う。アホウな新聞記者とアホウな党幹部のゆ着が生まれ、アホウな幹部は、いよいよアホウになる。社会党自滅の遠源である。

労組再編成で支持基盤が激変

第四は、社会党支持基盤の根本的变化だ。一九七〇年代まで社会党の左翼バネの役割を果たしたのは総評だった。右に行きたい、右に行きたいという党幹部にブレーキをかけてきたのが、日教組、自治労、国労、全通、私鉄等の総評傘下組合だった。だがその構図は八〇年代の労組再編成の過程ですっかり様変わりし、連合が発足した現在、労働界は社会党の右翼バネに変わった。

連合の基本路線は(1)独占はお友だち(労働組合主義)、(2)アメリカもお友だち(西側自由陣営の一員)、(3)資本とたたかう人は敵(反社会主義)というもの。これはもともと旧同盟、J.Cの主張だったのだが、今日(こんにち)では全電通、全通の幹部はいうまでもなく、日教組、自治労、私鉄など組合の大幹部にもベストの流行のように伝染していることだ。こういうと、「それは一方的断定。わが組合の幹部はそこまで墜落していない」といわれる方もあろう。その気持ち、組織・機関を大事にすることは重要だ。同時に、事実を正確にすることも必要だ。

連合は基本政策見直しへ討議開始

五月八、九日連合は三役会議ではじめて安保・自衛隊問題等、これまでタブーとされてきた基本政策の論議をおこなった。連合三役とは会長、会長代行、副会長、事務局長、副会長は五万人以上の組合員をもつ組合の委員長。この人たちがどんな論議をおこなったのか。五月一〇付「産経新聞」の報ずるところではこうだ。

「得本(自動車総連委員長・連合政治委員会委員長) 個人的には自衛のために自衛隊なら存在していることを認めることになろう。安保条約も存在自体を素直に認めて今後どう発展させるか、を考えていく方がいい。」

伊藤(造船重機労連委員長) 安保は絶対必要。自衛隊も現実に準拠した認識が必要ではないのか。後方支援ならPKOに参加させるべきだ。

山田(自治労委員長) 社民勢力が一緒になれば政策もおのずと一緒のものになってくるのではないか。自衛隊については違憲といわざるをえない。(注、産経ではここまではだが、連合が発表した討議要録によれば、「しかし、現実に二五万の軍隊が存在することを否定し、見て見ぬふりをするのは、われわれとしても考えなければならぬと思っている」と述べているようだ)

田中(全化同盟常任顧問) 憲法からも日本を守るという意味でも自衛権は当然。自衛隊は必要」とこの会議で打ち出してほしい。PKOに自衛隊が入らないと完全な組織ができない。早急に法整備すべきだ。

大場(日教組委員長) 自衛隊は違憲。しかし現実には自衛隊は存在するし、ほうっておくわけにはいかない。時間をかけて論議してもいいのではないか。

園木(全電通委員長) 社民勢力の結集であくまでも社会党と民社党との和解が核になるのではないか。社会党は合憲論に転換するぐらいの勇氣が必要だ。

田村(私鉄総連委員長) 自衛隊はどう解釈しても違憲。しかし一方で現実に存在するの事実。自衛隊を認めるなら憲法改正という手続きまでふみこんだ方がいいのではないか。

芦田(ゼンセン同盟会長) 社民勢力の結集には社会党と民社党の結集が必要だ。そ

れには基本問題での一致が不可欠で、社会党に大胆に変わってもらいたい。

岩山（電機労連委員長） 新しい政治勢力のためには連合が一つになることが重要。藁科（連合会長代行） ドイツのシュミット元首相と話したが、政権獲得には国民を預かるという関点から安保に責任ある態度を示すこと。政策は国民各層に説得力のあるものであること、政権をとったらわりきること、の三点を指摘した。社会党には、国民を預かる視点がない」

旧総評に現実論台頭

五月九日の会議ではのべ二三人が発言。以上はその主要単産の意見だ。連合の会議は株主総会とそっくりで、その発言力は組合員の多寡にかかわる。

ここでの特徴は旧同盟、中東系労組が従来からの主張を、ヨリいっそう強固にくり返しているのに、旧総評の主要単産が現実流された発言をしていることだ。それは「自衛隊は違憲」といいながら、「しかし」として、「その存在は無視できない」と、事実上の「違憲合法論」にたっていることだ。

なぜ今、連合が安保・自衛隊をめぐる論議にふみこんだのか。アイマイなままでは連合が股裂きになり、もたなくなつたからだ。だが論議の結果、旧総評が旧同盟・中連、JC路線にここでも歩み寄つた。だからホッと胸をなでおろした山岸氏はこう集約する。

「本日の発言は延べ二三人。なごやかで非常にいい雰囲気で議論ができた。これまでに連合の団結にヒビを入れないようにとタブー視してきたテーマだが、本日の論議はタブーに踏み込んだこと自体に価値がある。もつと時間をかけて、単品でも突っ込んだ議論をすべきだが、今日のところはここまでとしたい。言いつ放しで終わりというのはよくない。本日の論議は、野党の改革問題にいい意味でインパクトを与える」

党「改革」——三つの焦点

党「改革」論議の焦点は二つ。一つは政界再編成論と連動していること、もう一つは社会党基本政策見直しに的がしぼられ(1)「新々宣言」づくり、(2)社会民主主義勢力の総結集、(3)党名変更をとり引き材料に党組織の改悪—議員党への前面化—がいわれていることだ。

二一日から始まった社会党の改革委員会の議論も同じだ。もし社会党がこのような党になれば、社会党は社会党でなくなり、自民党が息を吹き返すだけ。次の号では、社会党解体論について考えてみる。(つづく)

資料 実現できる党改革の提言（党建協）

一、基本方針 ①基本政策は動揺させることなく、国民に分かりやすく具体化し、豊富化する。②平和憲法を守り実現する党として、自民党に対決し、争点を明確にする。③先輩たちによる輝かしい歴史を生かして党名の変更はしない。民社党との有害無益な合同は追求しない。

二、国会 ①国対委員長は両院議員の選挙で選び、重要な課題は全議員の論議にゆだねる。

②予算委員会や役員は派閥的・年功的な選出を改める。③国会審議を深く鋭くできるように、勉強を深める。④生活に密着した政策で運動化を推進する。

三、中執 ①特定の議員グループに偏せず適材適所を貫く。②政審、企画等五人の中執は

委員長が指名する。③政策、国対を加えた五役会議で俊敏に対応する。

四、選挙対策 ①ただちに参院候補を決め選挙準備に入る。②道・県議選でも好成績を納めた北海道、神奈川、福岡に学び、知事選等における保守候補への相乗りはやめ、反自民の候補を早期に決める。③新人と落選した候補者には支援と丁寧な対応を確立する。④ポスターは広く公募し、国民に分かりやすいものにする。⑤後援会を拡充し、党員を配置して交流を深める。⑥党支持団体は党の候補を支援するものとする。⑦女性と青年で各級議員の四割以上をめざす。

五、党建設 ①逆風にも勝てる党組織と財政を確立する。②総支部に専従者を配置し、市民運動と連携を強める。③労働運動を再生強化する。④地域別と課題別の議員研修会を開く。⑤遊休支部・総支部を点検し活性化を図る。⑥一般党員が中央の政策決定や党大会へ参加できる権利と機会を増やす。

平和と民主主義を守る行動を

情勢は極めて危機的だと言える。四月二六日海上自衛隊の掃海艇がペルシヤ湾へ向け出航してしまった。財界の海外派兵政策へ糸口をつくる結果になってしまった。平和憲法違反の暴挙が行なわれてしまったのだ。野党の側も①国際社会の要請、②被災国復興への寄与、③国民生活に不可欠な原油確保のため日本にとっても必要な措置という政府見解に正面から反対するというより、「自衛隊法の拡大解釈ではないか」「国会での討議不足」「今後歯止めを明確にすべきだ」というところにとどまってあいまいな態度が見えた。

同時に進行している社会党の基本政策見直しの動きは社会党の支持基盤に対し更に失望を生み出すことにはかならないだろう。社会党の基本政策が正しくとも足腰が弱く、現実に対応する様々な力が弱い故の統一選の敗北なのに、敵を利するがごとく党消滅の方向へ動かされて行こうとしている。革新的政策のなくなった社会党に何の魅力があるのか。最大派閥の右派「水曜会」は自衛隊「合憲論」を主張しはじめている。社会党が体制内改良の保守的党に変質する時、軍事大日本国の海外経済、政治、軍事支配の条件は完成し、また国内の民主勢力を完全に抑圧し、全滅できることになるのだ。総評なき後の労働運動、そしてあらゆる民主的運動が海外派兵政策、憲法改憲を正面から批判し、民主主義を高め、平和を守る原動的運動に集中することがきわめて求められている。

しかしよく言われることは今は時代が違う、経済発展の結果ハイテク化、情報化が進み社会構造が変化しているため多様化が進み、今までのような運動はやれない、ということだ。民主的運動から闘いから逃げるためにされるこのようなデマ宣伝に負けるわけにはいかない（今までも様々な変化に対応して闘い続けることができたし、闘い続けることでしか生存し生活できない仲間がいたことを否定するのか）。我々教育現場でもそのことは見ようすれば見えるのに見ようとせず自らのまあ、まあ、という意識の中に眠らされてしまっている。どれだけ非人間化し、自らが醜く腐敗していても気付かず見ようとしないう状況、それが「共存路線」と言うものではないか。就職した子供らの職場の状況は深刻化してないと言うのか。トヨタに就職した子はラインの組立て作業につき、腰痛にさせられようとしていると訴えている。生産効率最優先の作業指示は人間を無視した姿勢を押しつけて来る。拒否できぬ中で追いつめられ、止めるか、体をつぶすかと選択を強いられる。自殺者の話もちよくちよくとあると言っていた。又、東芝のラインにいたある生徒の姉は頸腕で働

けなくなり止めたと言う。今日、帰って来た卒業生の作業場では検査作業で視力が極めておとろえやすいと訴えていた。ある先輩は、一・五あった視力が〇・三に落ち職場を去ったと言う。そこには労働組合すら存在していない。日本はまあまあと思わされる中で様々な苛酷で競争大国日本の姿が見えて来る。

日本の海外派兵政策は、このような非人間化した搾取天国日本の温存、強化にあることに気付く時、自らの生命がすり減らされて行く音が聞こえて来ない方がおかしいのではないか。仕方ないとあきらめるには貴重すぎる人生をかかえて、われわれは今、その実態にくらいつき、人間を返せとたたかいを拡大する。「まあまあ」と思わせられ実態を見ない意識に真実を知らせよう。「企業あつての、資本主義あつての豊かさ」という意識にくいこんでいこう。そのために実態のなから非人間的なことを見すえていくことだと思ふ。日々の活動、生活のなかに資本主義の「悪」を見出していききたいと思ふ。
(教育労働者・Y)

護憲の党を守ろう！

厳しかった統一地方選挙が終わった。千代田では、一名増の三名全員の当選を勝ち取ることができた。私のかかわった小枝選対は、立候補決意から一ヶ月半という短期決戦だったが、次点と二票差の最下位当選という劇的な滑り込みだった。候補者難から「公募」をやったり、人口減で議員定数が大幅に減ったり、多少話題の選挙区と言うこともあつて、おかげでNHKにも出させてもらった。

私にとつても、何年ぶりかで徹底した個々面接と票読みの選挙だった。この数年、「追風」の中で、ともすれば「楽な」選挙に慣れてきた社会党にとっては、改めて地域の実態・住民の声から学ばされる選挙だった。東京一極集中と大企業中心の再開発は、地上げと地価暴騰によつて住民と小売商店を追い出し、住み続けるための基礎的生活基盤自体を奪っている。「電車やタクシーで風呂や買物(デパート)に行く」「生協に頼る生活」「税金が高くてもうここには住めない」等等。そして四年前と大きく違うのは、住民の中に「千代田はもう手遅れ」「誰がやっても変わらない」という「アキラメ」「無力感」が広がったことだ。それでも千代田に住み続けたい、住み続けるほかないお年寄り、婦人、障害者、零細商たちの思いと期待が、社会党を押し上げてくれたのだと思ふ。

今年の五月三日は、上福岡市主催の憲法集会に出かけた。澤地久枝さんの講演は、参加者を納得させる迫力あるものだった。自民党による湾岸貢献策がいに自衛隊の海外派遣に縫着してしまったことについて、「私は今日の演題の『変わったこと、変わらなかったこと』に、『足りなかったこと』というのを加えなければならぬと思う。私たちは、この平和憲法を一人ひとりの生き方として血肉化し、生活の中に根づかせる努力を、少しおろそかにし過ぎてきたのではないか」と強調された。社会党は、統一地方選「敗北」の総括から「党改革」に入ろうとしている。それこそ弱体化してしまっている、職場・地域における具体的な憲法擁護の闘い(労働基本権・人権・平和・自治・住宅・環境など)の再建の条件を明らかにすることこそ、その柱ではないか。現実路線と称しての「安保・自衛隊」容認は、それこそ改憲の道を開くものである。

澤地さんの講演の結びはこうだった。「風前の灯火になっている平和憲法を守る最後の力を、私はこの数年の女性たちの草の根の運動に期待したい」。労働運動や社会党が、護憲勢力の確固たる中核としての信頼を失いかけているところこそ、社会党の危機があるのではないか。

(毛)

組合民主主義はどこに……

——非公開、警察要請の全通臨時中央委——

朝日五月二一日付にも報ぜられたが、全通をめぐるこのたびの事件は、全通の仲間だけでなく、働らく仲間全体に大きな衝撃を与えた。全通中央委でどんな論議がおこなわれるか、誰もが無関心ではなかったはずだ。ところが会議は非公開。そこで出席した中央委員からの話しをもとに、この会議のようを報告する。
(編集部)

第九九回臨時中央委員会は五月二二日、富士見ハイツで開催された(方針案については、第四七二号資料参照)。本中央委の特徴は、①告示、議案書とも地区本部まで、②非公開(傍聴について東京地本代表者のみに限定)、③前日から当日にかけての異様な警備(東海地本組合員と静岡県警)体制、おまけに終了後は会館専用車で裏口から乗車、駅まで送るという状況であり、全通史上大きな汚点として歴史に残る、後味の悪い中央委員会であった。委員会は議長団に静岡、熊本の中央委員を選出し、河須崎委員長あいさつ、高頭企画部長が方針(案)提起。ただちに討論に入り、①京都、②福島、③鹿児島、④東京中部、⑤広島、⑥東京南部、⑦東京多摩、⑧青森、**本部答弁**(伊藤書記長)、⑨神奈川、⑩京都、**⑪愛知、本部答弁**(河須崎委員長)が発言。十地区二一名の発言であり、史上まれにみる反マル生闘争を闘って、不当解雇された被処分者の立場からみれば、ことの経過、ことの本質が解明されてしかるべきであったと考えられ、疑問を次期全国大会へもちこしたといえる。

また、全員不合格にされて、本部委員長はじめ三役の辞意表明にもかかわらず、郵政省にたいする一切の責任追及をしない態度もわからない。

東京三地区発言の要旨

本部判断、本中委議案について理解、支持を前置きして、被処分者の受験勉強の姿、省への再採用の途はもう一回ないのか、裁判取り下げて合格ゼロではやりきれない思いがある、全国大会で判断をつけられないのか、今後の就職あっせん、自立の途については本人希望の充足を、六月末までに就職確保が困難な場合は特権適用を、等々であった。

また、今回の事態をもって路線問題として論じないとか、地区内で出された意見は反映するが、臨中委決定には当然したが、い組合員を指導する等、弱々しい意見反映であった。以下、委員長あいさつ、本部答弁(伊藤書記長)、最終答弁(委員長)は次のとおりである。

二役の進退は地本委員長会議に——委員長あいさつ

さて、本中央委員会のメインテーマである「四・二八不当処分経過と今後の対処について」、私の心情の一端を申し上げて理解とご協力をえたい。思い返してみれば「五三・一〇」、ホップステップジャンプ、座して死を待つよりということもいわれた。さまざまなが思い起こされるが、まさに組織の命運をかけて反マル生越年闘争はたたかわれた。天下の宝刀といわれた年賀を飛ばして局面打開をはかろうとしたが、自主的撤退を余儀な

くされ、あれから十三年間が経過した。このたたかひに對して、報復的処分として七九年四月二十八日に出され、五月二十八日反処分指導委員会を發足した。

その年の「一〇・二八確認」を経て紆余曲折はあったものの、今日の運動と労使関係が存在する。四・二八被処分者は、こうした現状に至る経過の歴史的犠牲者であるがゆえに、特に犠牲者救済資金の特例を認め合ひ、十二年の長きにわたって支えてきたのだと思う。四・二八反処分闘争は、まさに支配権力とのたたかひであつただけに、高度の、ある意味ではむつかしい政治的な取り組みも、しかしそれは子細な取り組みが必要であつただけに、反処分指導委員会は重要であつた。

さらには、機関での公開対応に限界があり、公開対応だけにこだわつておれば機を逸することも考えられたから、反処分指導委員会に無理を申し上げ、全体の支持をえながらすすめてきた。東京各地区の苦勞はもとより、全国の仲間の支えに感謝し、今中央委員会をもって反処分指導委員会の任務を終了させ、解散させたい。

昨年八月二二日の反処分指導委員会の判断、その中でも五つの選択肢と決着と整理に向けた時期判断は、間違ひはなかつたし、やるべきことはやりきつたと思つている。その限りにおいて東京各地区に責任はない。問題の焦点は、再就職への道や省の関連企業への就職であつた。残念ながら結果としてゼロに終り、責任を痛感する。三つの選択肢の中の第一の象徴として重視してきただけに、不確実な感觸と期待をこめた判断によつて、結果として反処分指導委員会全体の判断を誤らせた私の責任は大きい。本臨中委の場で機関に對し、その責任を痛感するがゆえに、辞意を表明したい。組織上責任を共有する三役は、私にその進退を一任しており、三役一致しての辞意表明である。これからのことは、さしむき全国大会にむけての地本委員長会議の検討と協議にゆだねることにする。

もちろん対処方針が決定されれば、十四名の就職先確保に被処分者の意向を付度しながら組織の責任で生活基盤の確立に全力をかたむける。

再採用の感觸をもつた―書記長集約

なぜ、委員長が冒頭、苦渋にみちたあいさつの中で、責任の所在を明らかにしたかは、いつにかかつて我々全通の指導を担うものが、その指導に従つた組合員の処分とその救済をめぐつて十二年間、苦しみ抜いてきたが、結果的にやるべきことやれること、判断したことが達成できないために苦しんできたからである。

十二年間、犠救については、特別扱いをしてきたが、犠救出向という不安定さは常につきまとうものであるが、我々指導者は胸の痛みと責任を感じている。被処分者が「職場に返せ」という根拠は、何度思つても我々も同じであり、郵政省との労使関係の位置づけ等を思い起こして来るが、さまざまの指導者としての批判をあびながらも、もっと早く決着をつけられなかつたか、という反省はある。

その上になつて一人ひとりの生活の重みを考えた時に、指導者の責任があると反省している。

答弁にあつて、中央執行委員会は現在の状況分析をして、その上で判断するものであり、決議機関に對して、反省と責任の所在を明らかにして、今後の取るべき道筋の判断を示している。それに対して責任の所在を委員長以下三役を含めて明らかにしたので、その

認識の上に聞いてもらいたい。

一、経過について 昨年、八月二二日の反処分指導委員会は、それまでの委員長を先頭とする中央執行委員会の対省折衝を基盤にして郵政省への再試験、再採用への途を開いたとの折衝の過程でえた感触をもとに、反処分指導委員会に中央委員会として提起し、その同意をえて、その後の機関手続きをとってきた。その判断はきわめて高いレベルで委員長が郵政省の最高責任者と折衝してきた。それにかかわる多くの皆さんのご協力をえてきた。その感触は、当時は我々の判断は誤りはないということであったからこそすすめてきたのだ。結果が駄目なので全ての経過は否定されてしまう。

それまで続けられたことは、何人採るのか、それは確実なのか、そのために委員長が何度も郵政省に足を運び、それを我々が補佐し、多くの応援団はそれを助けてきた。その経過は機関に報告していない。しかし、機関に報告をするにしても、何月何日折衝したという事実の報告になるだけであり、ひたすら確実に採用されることを求めてやってきたことを九七回中央委員会で、そのための途を開いたと判断をいつてきたのである。このことを明らかにしなかったが、地本委員長会議でもつまびらかに報告したわけではない。ただこういうことをしているから、東京地本が一生命頑張っているし、我々も頑張っているから結果を待ってもらいたいと、理解してもらってきた。このことについて納得してもらえないかの事実経過であり理解してもらいたい。

二、裁判取り下げについて 八月二二日の反処分指導委員会の判断、その後の組織的取り扱いの中で、その時裁判取り下げをしてもよいということであったが、各人の同意をきちんとするようにし、その執行を本部に一任された。但し、裁判取り下げに同意した皆さんは、各人からハッキリ問いたわけではないが、総体としては全員が合格しなくても、何人が合格するだろう、そのために取り下げに同意するといったことはよくわかっている。それは反処分指導委員会の中でも、扱いについては相談して時期を決めてきた。最終的に省の決断を迫るかたるものにするために、誰も有効的な時期に取り下げようように考え、年末段階で同意書はそろっていたが、越年させて試験期日の前のギリギリの段階で取り下げた。合格ゼロが確定してから取り下げたものではない。この判断は、中央執行委員会で行ない。反処分指導委員会に相談してやったことであり、弁護団との相談による結論ではないが、意見は聞いている。

三、裁判の継続について この臨中委で決定されれば組織としての裁判闘争は行なわない。今臨中委において裁判闘争の取り下げを決定してもらいたい。尚、個人の問題については、ここでは言及しないが、それぞれの権利の問題であり、中央執行委員会や中央委員会として認知するわけにはいかない。

四、再採用について 十二年間求めてきた課題であるが、今日までの状況から不可能と判断し、断念せざるをえない。

五、告示について 単独の案件であり、臨時中委であるため、機関を通じてやったことについて理解してもらいたい。

六、労使関係について 四・二八被処分者に対する省の最終的結論は、労使関係の状況を反映していないとは思っていない。しかし、必ずしも今日、現実積み上げてきている今日の労使関係を規程している社会的要因を考えれば、その判断は雇用問題にもかかわるこ

とであり、今回の労使間で起った問題をもって労使関係の根幹を変えるものではない。
七、**全国大会扱いについて** なぜ臨中委でやるのかというのは、四・二八問題をめぐって、中央本部の出した判断についての批判が強く出ていることについてはよく知っている。したがって、中央執行委員会はその責任において、早急に今後の道筋と責任の所在を明らかにし、組織的混乱を最小限に押さえることを判断したからである。

八、**六月末結論について** 中央執行委員会の意思と中央委員会が待っている組織的な信頼によつて、今最も重視しなければならぬ、被処分者の個人々の将来の生活設計についての保証をお願いしたい。具体的には、中央本部、東京地本・各地区、その他の関係者の協力によつて具体的解決をめざしたい。就職先についても、郵政弘済会や日通企業等、さまざまな省からのあっせんによつて、就職している者もいるし、現在関係者にお願ひしていることもある。そのために、資格の取得や各自に対する助言などをいただき、一丸となつて万全を期していく。

犠牲を打ち切るなどということはない。そうでなく必ず生活基盤が形成されるようにやるので、ご理解をお願いしたい。

神奈川、京都の発言は正論＝委員長答弁

議運で決められた時間は十分にあるが、同じような議論のくり返しになり、本部も同じ答弁になるので以下申し上げることでご理解をいただきたい。私のミスリードで混乱が起こっている、そのことについて責任を痛感し、身柄を地本委員長会議にあずけたのである。安易な形で責任逃れをするような気持は毛頭ない。ミスリードの責任が大きいという見解表明している心情を汲み取つてご理解をえたい。

・昨年六月二十六日、当時の桑野人事部長との会見の中で、二項目の回答が出された。その一項目に、もし郵政省に再度試験を受けて就職したいと希望する者があれば、試験を受けてもらつて総合的、客観的に判断させてもらう。そして長年の歳月がかかっている、給料も落ちますよ、ということを組合から説明してほしい(私から要求したのではないが)、という省側から回答が出された。そのメモをもとにして、今さら再試験ということの抵抗がある中で、東京地本・各地区に無理をしてもらつて議論をしている間に八月の試験が終つてしまい、二月の追加試験を受けてもらった。試験を受けるということは、合格をするということが前提であるから、合格ゼロという残念な結果になった。本務者となった者が懲戒処分になつて、復帰した例がない。どんな形にせよ、公務員関係での分限規程の中ではない。

・反マル生闘争の中で、自民党の政調会長と総務会長の連名で通報が出され、それで処分が出され、きわめて政治的な処分であり、単に郵政労使だけで解決しえない問題もある。しかも当時、処分を出せといつた全郵政・民社ブロックもある。そういう政治状況の中で、皆さん方に大変お世話になった人達がそれぞれあつてもらつた感触を持ち寄つて、これならば、という私の判断が間違つていた。それぞれが骨を折つていただいた皆さん方のことを考えると密室の中で、あるいは、全てを公開しないでという批判があるが、あえて私はやることだけはやつたが、こんな結果になつた。ミスリードが大きいと申し上げた言葉で十分な説明がないままに、神奈川、京都の発言は正論であると思う。

・日本の労働運動の中で、全生活を保障して十二年間も反処分闘争をたたかったのは全通だけである。きわめて抽象的な答弁だが気持の一端を述べ、ぜひご理解いただきたい。

原告の意志を尊重せよ

——訴えの取り下げは無効、裁判継続を——

人間の尊厳をかけた反マル生闘争 十二年余にわたる四・二八反処分闘争への全国の組合員の励ましに心から感謝します。

全通への人事差別をやめろ、不当労働行為をなくせと要求し、全国統一闘争として展開された反マル生闘争は、労働者として、人間として尊厳をかけた未曾有のたたかいでした。全通つぶし狙った四・二八処分 このたたかいに郵政省は四・二八不当処分をもって答えました。一般組合員を狙い打ちしたクビ切り処分は、どのようなことがあっても許せるものではありません。もしこのような処分を許すなら、労働組合の存在意義が根底から崩れ去ることは明らかです。

幸いに、全国の心ある組合員の支えによって、四・二八不当処分撤回のたたかいを十二年間を超えて継続できていることは、私共全通千代田支部としても喜びとするところであり、ほこりとするところではあります。

反処分闘争の放棄は組合の自殺行為 言うまでもなくこの闘いは、労働組合として譲ることのできないギリギリのたたかいです。共にたたかい、そのなかでクビを切られた仲間の一日も早い職場復帰を勝ちとめることは、組織としての無条件の義務でしょう。

ところが今次中央委員会は、そのたたかいを労働組合として放棄しようとしています。もしそのようなことになるなら、これは労働組合の「自殺行為」としか言い表しようのない事態となることは明らかです。

四・二八裁判取り下げは無効、原告の意思の尊重を 私たちは昨年八月二二日の「郵政省への再就職の道をひらいた」との判断と指導を受けて以降、四〇歳の年齢制限により希望する者全員が復職できるわけではない点等の不充分さは更に追求すべき課題としながらも、今回の「和解」（裁判外）について受け入れ用意ありとして対応してきました。

ところが本年二月の再受験を経て、三月八日に採用ゼロの回答を受けたのち、原告（被免職者）の同意も得ず、本部は三月十一日に東京地裁へ「取り下げ書」を提出しました。つまり和解不成立という状況のもとで、一方的に「取り下げ書」を地裁に提出したのです。これは私たちの理解を超えたものであり、重大なあやまりです。

すみやかに裁判継続の道 結果として被免職者は基本的人権である裁判権を組合にだまし取られた状態にあり、極めて深刻な事態と言えます。こともあろうに労働組合が自らの手で人権侵害をなすという前代未聞の恥ずべき行為であり、私たちには、すみやかにこの事態を組織として解決する責任があります。これは今後の闘い方、責任問題等より優先されるべきです。処分撤回へ共にたたかきましょう。

※この文書は、五月二二日の全通臨時中央委員会の会場で配布されたものです。
(全通千代田、号外五・二二)